

建造物緑化等補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、都市の景観向上、環境改善及びヒートアイランド対策並びに防災に寄与するため、建造物緑化等の事業に係る補助金の交付等について必要な事項を定めることとする。なお、交付に関しては、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(定 義)

第2条 本要綱で使用している用語の定義は以下に定めるところによる

- (1) 緑化 地面や人工的につくった植栽基盤を、樹木や地被植物等で覆うこと
- (2) 樹木や地被植物等 樹木は高木や中・低木をいい、タケ類を含む。また地被植物等とは、芝、アイビー類、ササ類、シダ類、コケ類など、地面を面的に覆うものをさす。ただし、1年草や菜園などは含まない。
- (3) 緑化施設 樹木や地被植物等と、客土、散水設備、排水溝や土留等からなる植栽基盤をいう。ただし、プランター等の可動式の植栽基盤については、容量が100リットル以上のものとする。
- (4) 緑化面積 緑化施設の水平投影面積とする。ただし、有効内寸は概ね30cm以上とし、ひさし等の構造物が上空にある部分や園路等の舗装部分は除く。また、壁面緑化については、壁面を直接ツル性植物等により被覆緑化する場合は、施工延長に高さ1mを乗じた面積とし、専用補助資材を設置して緑化する場合は資材の垂直投影面積とする。

(補助の対象及び補助率)

第3条 第1条の規定に基づく補助の対象となる緑化事業は、建造物緑化並びに敷地・生け垣等緑化事業とし、第1条の目的を達成するために、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建造物緑化については、民間建造物の屋上及び建築基準法に定めた道路に面し、かつ視認できる民間建造物の壁面等で行う緑化事業とし、植栽面積は3.3㎡以上を対象とする。
 - (2) 敷地・生け垣等緑化については、建築基準法に定めた道路に面し、かつ視認できる民有地で行う緑化事業とし、植栽面積は3.3㎡以上を対象とする。ただし、植栽場所が連続することが条件であり、その奥行きは5m以内を対象とする。
 - (3) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の申請の対象者は、民有地の所有者とする。ただし、長期間にわたり賃借等の継続が可能と認められるものについては、所有者の承諾を前提として、借地人および借家人も対象とすることができる。
- 2 補助の対象となる経費（以下「補助対象」という）は次に定めるところによるものとし、消費税相当額は補助対象としない。
- (1) 建造物緑化に要する経費のうち補助対象は、次のとおりとする。
 - ア 植栽費（植物材料（樹木及び地被植物）費、植付け費、客土、支柱）
 - イ 緑化基盤整備費（緑化区画造成、排水及び灌水施設、施工費等）
 - ウ その他諸経費（仮設工事費、養生費、搬出入、荷揚げ等の事前処理経費や清掃費、廃

棄物等の処分経費等の事後処理経費並びに現場管理費、安全対策、車輛等工事实施に伴う間接的経費等)

ただし植栽費と緑化基盤整備費の合計額の20%以内の額。

(2) 敷地・生け垣等緑化に要する経費のうち補助対象は、次のとおりとする。

ア 植栽費(植物材料(樹木及び地被植物)費、植付け費、客土、支柱)

イ ブロック塀等を撤去し、この撤去部分に、生け垣又はその他の植栽をするもの、若しくは、ネットフェンス又はこれに類する柵を設け、つる性植物によりこれを被覆したものを設置する部分のブロック塀等の撤去費。

ウ その他諸経費(仮設工事費、養生費、搬出入、清掃費、廃棄物等の処分経費等の事後処理経費並びに現場管理費、安全対策、車輛等工事实施に伴う間接的経費等)

ただし植栽費と撤去費の合計額の20%以内の額。

(3) 既に補助を行った緑化施設については、再度、現状復旧的な整備を行う場合は補助の対象外とする。

(4) 緑化施設を再整備する場合には、量的、質的にも以前以上に充実される際に限り補助の対象とするが、同一の緑化施設場所での補助金の総額は、本要綱第3条第3項に定める上限額を超えないものとする。

(5) 緑化に関する他の公的助成を受ける場合には、補助の対象外とする。また、法令、制度等により緑地等の設置が義務付けられている場合は、補助の対象外とするが、その設置義務を超えた部分の緑化についてはこの限りではない。

3 補助金の額および補助率は、次にあげる事業の区分に応じ算定するものとする。(助成額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)

(1) 屋上緑化事業:整備した緑化施設の公共性に応じ、次に定めるところにより算定した額とする。

ア 緑化施設が広く一般に開放される場合(以下「公開の場合」という。)

補助対象経費の額の2分の1または緑化面積に2万円を乗じた額のうち、いずれか少ない額とし、100万円を上限とする。

イ 緑化施設が当該建築物の利用者に限って開放される場合(以下「限定公開の場合」という。)

補助対象経費の額の4分の1または緑化面積に1万円を乗じた額のうち、いずれか少ない額とし、50万円を上限とする。

ウ 緑化施設が公開されない場合

補助対象経費の額の6分の1または緑化面積に7千円を乗じた額のうち、いずれか少ない額とし、30万円を上限とする。

(2) 壁面緑化事業:補助対象経費の額の2分の1または緑化面積に2万円を乗じた額のうち、いずれか少ない額とし、100万円を上限とする。

(3) 敷地・生け垣緑化事業 補助対象経費の額の2分の1または緑化面積に2万円を乗じた額のうち、いずれか少ない額とし、100万円を上限とする。

ただし、ブロック塀等の撤去がある場合は、補助対象経費の額の2分の1または緑化面積に2万円、撤去延長に6千円を乗じた額のうち、いずれか少ない額とし、100万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 前条第1項の補助を受けようとする者は、建造物緑化等補助金交付申請書(第1号様式)により、次に掲げる書類を添えて、市長あて申請しなければならない。

- (1) 緑化事業計画書
 - (2) 緑化事業収支予算書
 - (3) 施工業者の見積書
 - (4) 附近見取図
 - (5) 植栽計画図(求積図及び計算書付)
 - (6) 灌水計画図
 - (7) 建物立面図
 - (8) 現況写真
 - (9) 緑化施設利用計画(屋上緑化で公開の場合または限定公開の場合)
 - (10) 借地・借家の申請者の場合は、所有者の承諾書及び賃貸契約書の写し
 - (11) 分譲集合住宅の申請者の場合は、管理組合等の承諾書
- 2 申請の受付期間は、毎年4月1日から12月28日の間(ただし、土、日、祝日は除く。)とする。また、緑化工事着手の概ね3ヶ月前、緑化予定区域が現地確認できる時点から受け付けるものとし、緑化工事着手の1ヶ月前までに申請すること。
ただし、期間中であっても、交付予定補助金総額が予算を超える時点で受付を終了する。

(交付決定)

第5条 市長は、補助金の申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査・現地調査等により法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、建造物緑化等補助金交付決定通知書(第2号様式)により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

- 2 市長は前項の調査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めたときは、理由を付して、建造物緑化等補助金不交付決定通知書(第3号様式)により補助金の交付の申請を行ったものに通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請にかかる補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。また、補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は決定通知後に緑化工事に着手すること。

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、補助金の交付の目的を達成するために必要な限度において、条件を付することができる。

- 2 補助事業者は、次の事項に配慮して緑化するものとする。
 - (1) 将来にわたり樹木等が良好に生育しうよう、日照及び良好な土壌環境の確保等に配慮して植栽を行い、樹木等の良好な育成管理に努めること。
 - (2) 近隣への日照障害、枝葉の越境回避等周辺環境に悪影響を及ぼさないよう植栽を行う

こと。

- 3 補助事業者は、屋上緑化等の普及啓発への協力を行うものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 補助金の交付の申請を行った者は、第5条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、建造物緑化等補助金交付申請取下書(第4号様式)により取下げを行うことができる。
- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(交付の時期等)

- 第8条 補助事業の完了後、第14条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

- 第9条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、建造物緑化等補助金変更承認申請書(第5号様式)を、補助事業の中止、または廃止をしようとする場合は、建造物緑化等補助金中止・廃止承認申請書(第6号様式)を提出し、その承認を得なければならない。
- 2 市長は前項による申請を受け、補助事業の内容等の変更、中止、廃止を承認したときは、建造物緑化等補助金交付決定取消・変更通知書(第7号様式)により補助事業者に対して通知するものとする。
 - 3 第1項の軽微な変更は配植位置の一部変更とする。ただし、補助事業の目的に変更のない場合に限る。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第10条 市長は補助金の交付の決定した場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、建造物緑化等補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費
 - 4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助事業者等の適正な執行)

- 第11条 補助事業者は、補助金を他の用途へ使用をしてはならない。

(立入検査等)

第12条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は、補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、建造物緑化等補助金実績報告書(第9号様式)に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 施工業者との契約書、または注文書
- (3) 施工業者からの領収書の写し等施工にかかる支払い金額が確認できる書類
- (4) 植栽完了図、工事竣工図面
- (5) 竣工写真

(補助金の額の確定等)

第14条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書の書類の審査、領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、建造物緑化等補助金額確定通知書(第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(施設の維持管理と処分の制限)

第15条 補助事業者は、事業完了後、最低5年間は緑化施設の樹木等の育成及び管理に努め、これを撤去または放置し、枯らしてはならない。

2 前項の規定による管理がなされないときは、市長は当該補助事業にかかる補助金の返還を求めることができる。

3 補助事業者は、事業完了の翌年から4年間、完了した日から起算して1年毎に建造物緑化等管理現況報告書(第11号様式)に現況写真を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、緑化施設の現況写真は、報告書提出日の1ヶ月以内に撮影されたものに限る。

4 市長は、必要に応じて現地調査等を行なうことができる。

(決定の取消し)

第16条 規則第17条第3項の規定による通知においては、市長は建造物緑化等補助金交付決定取消書(第12号様式)により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、
第14条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(事務の委託)

第18条 この要綱に基づく事務の一部を(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会に委託する。

2 前項の規定による委託する事務は、次の各号に掲げる事務とする。

- (1) 補助金の申請にかかる受付・審査に関する事務
- (2) 補助金の請求にかかる受付・審査に関する事務
- (3) その他、大阪市と(財)大阪市スポーツ・みどり振興協会が協議して定める事務

附 則

1 この要綱は平成20年4月1日から施行する。

2 この改正要綱は平成22年4月1日から施行する。

3 この改正要綱は平成22年7月1日から施行し、適用については平成22年4月1日とする。